

令和6年7月農業委員会定例会議事録

日時	令和6年7月19日（金）午後1時30分～午後2時09分
場所	さぬき市役所3階301・302 議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について（会長提出議案第1～6号）
日程第3	農地法第4条に基づく申請審議について（会長提出議案第7号）
日程第4	農地法第5条に基づく申請審議について（会長提出議案第8～14号）
日程第5	農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第15号）
日程第6	その他
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 林 文夫 9 藤井 修 10 榎村浩二 11 十川隆行 13 戸田修治 14 長田禎二 15 細川和美 16 岩澤佳宣(会長職務代理者) 17 芳竹和政(会長)
欠席委員	12 寒川孝志
事務局	蓮井敏彦事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	猪熊正農地集積専門員 西湊健一農地集積専門員
傍聴者	なし

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員 4号議案でございますけども、これは借りておった田んぼを今度買うという形のもので、何の問題もないと思います。よろしくをお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 第5号議案、2筆ありますけども、●●●●のほうがちよっと草地になっています。それから、●●のほうはもう今、稲が植わっています。いずれにしても、おばあちゃんから孫への所有権移転ということで、特に問題ないと思います。

それから、6号議案については高齢のために経営移譲ですから、特に問題ないと思います。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第6号につきまして、質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、それでは、議案第1号から第6号についてお諮りします。議案第1号から第6号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号から第6号を原案のとおり認めることと致します。
日程第3 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第7号を議題とし、上程致します。
それでは、事務局、説明をお願い致します。

事務局 今月の4条の案件は1件ございまして、面積にして85㎡の1筆です。
それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書3ページからでございます。

会長提出議案第7号について、ご説明致します。地区番号1、受付年月日、令和6年7月1日。申請人、●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●●。台帳地目畑、現況地目宅地、地積85㎡。転用目的は既存宅地の拡張、工事着完予定年月日は昭和54年1月1日から昭和54年12月31日。農地区分は第2種農地で、無断転用是正の案件です。資料と致しましては8から9ページで、位置図を8ページの左側に掲載しております。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の東約160mに位置しており、畑、宅地及び道路に隣接しています。申請地は昭和54年頃、併用地

改良区及び水利組合の同意を得ております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区からお願いします。

松岡浩二委員 それでは、8号については先ほど3条でご説明があったとおり割愛なので、第9号についてご説明を致します。7月16日に一応、現地の確認を行いました。農地のほうは長年耕作されていない状況であり、また、今回購入される有限会社につきましては、隣接がもうその有限会社所有の農地であることから、止むを得ないと判断されます。どうぞよろしくをお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

林 文夫委員 第10号ですけども、10号で今、説明があったんですけど、工事着工のところの年月日、何と言いましたか、今。6年8月20日から7年8月19日と言いましたか。そういうふうには聞えなかったです。

事務局 令和6年8月20日から令和7年5月31日と私読みましたが、令和7年8月19日、議案書のほうが正しいです。すみません、読み間違えました。

林 文夫委員 ちょっと書いているのと違ったので聞いただけですが、これ前回の農業委員会で錯誤ということなので、特に問題ありません。

11号ですけども、11号も同じように、推進委員のところだったんですけど、特に問題ありませんので、よろしくをお願いします。

大塚ノブ子委員 第12号について、ご報告致します。私たち7月13日に現地の確認を行いました。皆さん資料の16、17ページを見たら、この地図、何回も見ただことあるなと思うと思うんです。地図ではちょっと分かりにくいかもわかりませんが、場所としては駐車場、それと調整池、それと道路になっておりました。無断転用の是正ということで、私たちはよろしいのではないかと認めることにしました。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 13号議案については、もう既に農振除外の申請地で、私ども既にもう見えています。特に問題ないと思ひます。

それから、14号についても、現況もう山林状態なので、土砂を取るといふことで、進入路ですか、特に問題ないと思ひます。よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第8号から第14号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第8号から第14号についてお諮りします。議案第8号から第14号について、異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号から第14号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第5 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第15号を上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の7番、8番、15番から19番、22番、23番が●●委員、13番が●●委員と●、20番、21番が●の関係議案になり除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局から説明を求めます。

事務局 会長提出議案第15号について、ご説明致します。農地の貸し借りについての説明で、議案書6ページから8ページとなります。

権利の受け手は中間管理機構21件となっております。21件のうち新規18件、再設定3件となっております。21件のうち、使用貸借権21件となっております。期間は、10年14件、9年1件、6年6件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の定例会出席委員さん案件を除いた42件について説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人18件、法人24件となっております。設定する権利等の種類は、使用貸借権42件となっております。期間は、10年29件、9年2件、6年11件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等ある場合は整理番号を指定の上、ご発言ください。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長）	ないようですので、それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の7番、8番、13番、15番から23番を除く議案第15号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の7番、8番、13番、15番から23番を除く議案第15号について原案のとおり認めることと致します。 続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●●委員の関係議案である7番、8番、15番から19番、22番、23番、●●委員と●●委員の関係案件である13番、●●委員の関係案件である20番、21番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願い致します。
議長(会長職務代理者)	それでは、●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。 (●●委員、●●委員、●●委員 退席)
議長(会長職務代理者) 事務局	では、事務局からの説明を求めます。 農地中間管理事業対象農用地等総括表についての定例会に出席されている委員さんの案件は12件で、設定する権利等の種類は、使用貸借権12件となっております。期間は10年9件、6年3件となっております。利用内容については、水稻、麦の作付となっております。 以上です。
議長(会長職務代理者)	説明が終了致しました。質疑等ありませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長(会長職務代理者)	ないようですので、原案のとおり承認してよろしいですか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長(会長職務代理者)	原案のとおり承認致します。 退席されている●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。 (●●委員、●●委員、●●委員 着席)
議長（会長）	本日上程の議案については以上ですが、日程第6 その他で、何かありませんか。

全委員

ありません。

議長（会長）

農地集積専門員から何かありましたら。

農地中間管理
機構

ございません。

議長（会長）

以上をもちまして、令和6年7月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議を頂き、お礼を申し上げます。

（ 2時09分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 13番

署名委員 14番